

第5章

第8期介護保険事業計画

第1節 第8期介護保険事業計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の位置づけ等

介護保険法第117条に基づき、平成12年度から策定を開始した本計画は、令和3年度から第8期に入ります。制度創設から20年が経ち、サービスの利用が急速に拡大し、老後の安心を支える制度として定着、発展してきました。

本市では、これまで、団塊世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

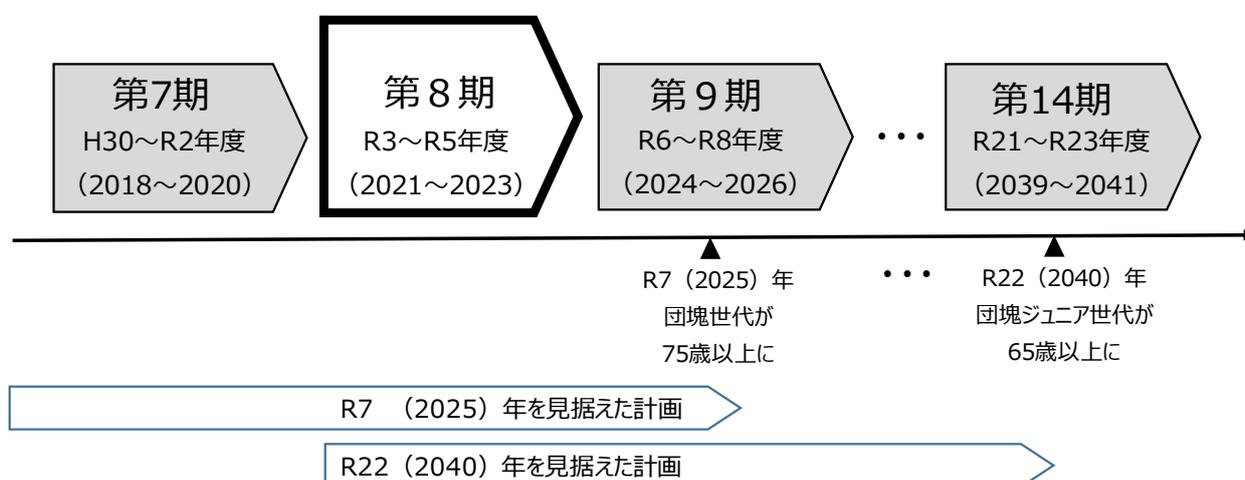
この先、令和22(2040)年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、総人口が減少する中で高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加し、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されています。一方で、担い手となる現役世代の減少が顕著となるため、地域の高齢者介護を支えるサービス基盤及び人的基盤の整備が重要となります。

このため、今後は、令和7(2025)年及び令和22(2040)年を見据えて、介護保険制度の持続可能性の確保とともに、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と併せて地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが求められています。

計画に掲げた施策に積極的に取り組みながら、真に必要な介護サービスの確保や施設の整備等を着実に進めていく必要があります。

1-2 計画の期間

第8期計画は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年計画です。



1-3 これまでの経過及び制度改正

(1) 第7期（平成30～令和2年度）

第7期計画では、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計、地域包括ケアシステムを深化・推進する観点から、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能強化の取組、医療・介護の連携として、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等と生活施設の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設である介護医療院の創設、地域共生社会の実現に向けた取組として、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスの創設がありました。

また、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第1号被保険者の2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする改正及び各医療保険者が納付する介護納付金への総報酬割の導入が行われました。

このような中、本市では、要介護高齢者ができるだけ住み慣れた地域の中で、在宅生活を継続できるよう支援するための地域密着型サービスの整備を重点的に計画し、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の各サービス等の整備に取り組みました。

(2) 第8期介護保険制度改正の主な内容

地域共生社会の実現に向けた改正

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の令和2年6月12日公布により、社会福祉法、介護保険法等の関係法律が改正され、令和3年度からの制度改正に向けて順次施行されます。

介護保険関連では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、次の改正が行われました。

① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える複雑化・複合化した課題の解決のため、従来の属性(分野)別支援体制ではなく、属性や世代を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することができる事業が創設されます。

② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

介護サービス需要の更なる増加・多様化などに対応するため、認知症施策や介護サービス提供体制の整備等について、地域の特性に応じた更なる取組を推進することとされています。

③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

地域に応じた質の高いサービス提供体制の構築に資するため、介護分野におけるデー

タ活用の環境整備や医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等のための改正が行われます。

④ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護福祉士養成施設の卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置が、介護分野における深刻な人材不足状況などを考慮し、5年間延長されます。

また、業務効率化の観点から、事業者の文書に係る負担軽減が行われます。

その他の改正

① 施設入所者等に対する補足給付の見直し

介護保険施設及びショートステイの補足給付(食費・居住(滞在)費の助成)について、負担の公平性の観点から、次の見直しを行います。

- ・ 所得段階について、第3段階を2つの区分に分けます。
- ・ 食費について、一部の所得段階(介護保険施設は第3段階のうち上位所得区分、ショートステイは第2段階及び第3段階各区分)の負担限度額を引き上げます。
- ・ 補足給付対象の資産要件となる預貯金等の基準について、所得段階に応じた新たな金額設定に見直します(配偶者の上乘せ分は変更なし)。

② 高額介護サービス費の見直し

高額介護サービス費の自己負担上限額を、医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせ、現役並み所得者世帯を細分化し、高所得者区分の世帯の上限額を引き上げます。

③ 要介護認定有効期間の見直し

要介護認定有効期間を更新する際の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された人については、認定の有効期間の上限を、36か月から48か月に延長することが可能となります。

第2節 介護保険事業の現状

2-1 介護保険サービス給付

(1) 第7期における介護給付事業の実績

第7期計画期間である令和元年度の居宅サービス給付費の計画対比は93.8%、地域密着型サービス給付費の計画対比は94.1%、施設サービス給付費の計画対比は99.9%となっています。

また、居宅サービス利用者数の計画対比は98.7%、地域密着型サービス利用者数の計画対比は94.5%、施設サービス利用者数の計画対比は96.7%となっています。

サービス別にみると、「介護予防支援・居宅介護支援」については、給付費・利用者数ともに計画値よりも上回る実績となっています。

① 給付費

単位：千円（年間）

介護予防給付・介護給付	実績値(A)		計画値(B)		対計画比(A)/(B)	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元
(1)介護予防サービス・居宅サービス	9,065,966	9,349,805	9,564,117	9,970,029	94.8%	93.8%
訪問介護	1,576,820	1,570,868	1,696,964	1,788,593	92.9%	87.8%
訪問入浴介護	23,012	23,476	37,284	39,315	61.7%	59.7%
訪問看護	426,580	461,993	429,013	474,556	99.4%	97.4%
訪問リハビリテーション	155,347	164,837	154,790	158,430	100.4%	104.0%
居宅療養管理指導	183,279	220,110	177,181	190,873	103.4%	115.3%
通所介護	2,956,643	3,051,559	3,101,385	3,251,790	95.3%	93.8%
通所リハビリテーション	1,221,613	1,221,503	1,400,599	1,415,777	87.2%	86.3%
短期入所生活介護	513,885	541,379	528,171	551,304	97.3%	98.2%
短期入所療養介護（老健）	130,219	140,154	133,678	134,133	97.4%	104.5%
短期入所療養介護（病院等）	15,290	11,172	14,087	18,424	108.5%	60.6%
福祉用具貸与	770,359	819,860	760,644	799,494	101.3%	102.5%
特定福祉用具購入	32,759	32,825	35,596	37,070	92.0%	88.5%
住宅改修	86,719	83,607	82,511	82,511	105.1%	101.3%
特定施設入居者生活介護	973,441	1,006,462	1,012,214	1,027,759	96.2%	97.9%
(2)地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	6,560,478	6,865,501	6,838,350	7,297,336	95.9%	94.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	139,553	191,050	170,200	227,718	82.0%	83.9%
夜間対応型訪問介護	1,762	1,803	0	0	-	-
地域密着型通所介護	2,055,957	2,228,723	2,083,877	2,128,571	98.7%	104.7%
認知症対応型通所介護	561,062	567,851	551,164	607,884	101.8%	93.4%
小規模多機能型居宅介護	845,220	817,889	951,600	1,027,539	88.8%	79.6%
認知症対応型共同生活介護	2,306,217	2,349,599	2,357,044	2,470,369	97.8%	95.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	307,009	310,370	325,644	333,905	94.3%	93.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	154,773	159,223	136,095	136,156	113.7%	116.9%
看護小規模多機能型居宅介護	188,925	238,993	262,726	365,194	71.9%	65.4%
(3)施設サービス	8,523,312	8,586,933	8,592,523	8,596,085	99.2%	99.9%
介護老人福祉施設	3,299,726	3,387,640	3,168,490	3,169,909	104.1%	106.9%
介護老人保健施設	1,623,374	1,493,473	1,645,292	1,646,029	98.7%	90.7%
介護医療院	57,547	619,891	637,282	1,266,340	9.0%	49.0%
介護療養型医療施設	3,542,665	3,085,929	3,141,459	2,513,807	112.8%	122.8%
(4)介護予防支援・居宅介護支援	1,290,944	1,354,800	1,285,439	1,311,727	100.4%	103.3%
合計	25,440,700	26,157,039	26,280,429	27,175,177	96.8%	96.3%

※実績値：「介護保険事業状況報告」年報より

② 利用者数

単位：人（年間）

介護予防給付・介護給付	実績値(A)		計画値(B)		対計画比(A)/(B)	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元
(1)介護予防サービス・居宅サービス	219,364	230,643	223,716	233,604	98.1%	98.7%
訪問介護	36,536	36,908	38,604	40,152	94.6%	91.9%
訪問入浴介護	455	448	648	708	70.2%	63.3%
訪問看護	10,879	12,171	9,480	9,936	114.8%	122.5%
訪問リハビリテーション	4,148	4,490	4,224	4,368	98.2%	102.8%
居宅療養管理指導	20,189	23,325	18,816	20,256	107.3%	115.2%
通所介護	35,023	36,018	36,528	37,920	95.9%	95.0%
通所リハビリテーション	17,679	19,004	19,404	19,896	91.1%	95.5%
短期入所生活介護	8,149	8,346	8,916	9,360	91.4%	89.2%
短期入所療養介護（老健）	1,690	1,740	1,752	1,788	96.5%	97.3%
短期入所療養介護（病院等）	162	118	180	228	90.0%	51.8%
福祉用具貸与	75,884	79,391	76,164	79,752	99.6%	99.5%
特定福祉用具購入	1,477	1,469	1,620	1,704	91.2%	86.2%
住宅改修	1,417	1,415	1,320	1,320	107.3%	107.2%
特定施設入居者生活介護	5,676	5,800	6,060	6,216	93.7%	93.3%
(2)地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	44,062	46,579	46,548	49,272	94.7%	94.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,198	1,648	1,416	1,872	84.6%	88.0%
夜間対応型訪問介護	12	12	0	0	-	-
地域密着型通所介護	21,788	23,728	22,320	22,788	97.6%	104.1%
認知症対応型通所介護	4,197	4,172	4,428	4,956	94.8%	84.2%
小規模多機能型居宅介護	4,388	4,323	5,112	5,460	85.8%	79.2%
認知症対応型共同生活介護	9,429	9,443	9,816	10,296	96.1%	91.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1,665	1,663	1,740	1,776	95.7%	93.6%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	574	572	612	612	93.8%	93.5%
看護小規模多機能型居宅介護	811	1,018	1,104	1,512	73.5%	67.3%
(3)施設サービス	28,964	28,459	29,424	29,424	98.4%	96.7%
介護老人福祉施設	13,092	13,202	12,816	12,816	102.2%	103.0%
介護老人保健施設	6,046	5,378	6,288	6,288	96.2%	85.5%
介護医療院	144	1,546	1,740	3,456	8.3%	44.7%
介護療養型医療施設	9,682	8,333	8,580	6,864	112.8%	121.4%
(4)介護予防支援・居宅介護支援	111,233	115,106	110,856	112,824	100.3%	102.0%
合計	403,623	420,787	410,544	425,124	98.3%	99.0%

※実績値：「介護保険事業状況報告」年報より

(2) 地域密着型サービス・施設サービスの整備状況

第7期では、重度の要介護高齢者等が在宅で生活続けるために重要となる居宅系サービスの整備に重点的に取り組むとともに、要介護高齢者の住まいの確保対策としての認知症対応型共同生活介護、そして、施設入所待機者の一定の解消を図るための介護老人保健施設の整備を目指しました。

その結果、居宅系サービスの一部は計画数の充足に至りませんでした。認知症対応型共同生活介護は整備が完了する見込みとなりました。

また、介護老人保健施設については、第6期より継続的に整備を目指しましたが、9床増床のみの整備に留まりました。

【第7期の整備計画数及び整備した事業所数・床数】

圏域			東部	西部	南部	北部
密着	認知症対応型通所介護	計画	1			
		整備	×			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画		1	1	
		整備		×	○	
	小規模多機能型居宅介護	計画	1			
		整備	○			
	看護小規模多機能型居宅介護	計画		1		1
		整備		○		○
	認知症対応型共同生活介護	計画		1	1	1
		整備		○	○	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画				1	
	整備				×	
広域	介護老人保健施設	計画	160床			
		整備	9床			

※圏域は第7期の日常生活圏域による

【地域密着型サービス 日常生活圏域ブロック別事業所数】

ブロック	東部	西部	南部	北部	合計
認知症対応型通所介護	2	6	4	2	14
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	1	2	1	6
夜間対応型訪問介護	－	－	－	－	－
小規模多機能型居宅介護	4	5	5	5	19
看護小規模多機能型居宅介護	1	2	2	3	8
認知症対応型共同生活介護	8	16	14	11	49
地域密着型特定施設入居者生活介護	－	2	2	1	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	－	1	1	－	2

※第8期の日常生活圏域ブロックによる
 ※整備中の事業所を含む

【参考】有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
 日常生活圏域ブロック別施設数・床数

(令和3年2月1日現在)

ブロック	東部		西部		南部		北部		合計	
	施設数	床数								
有料老人ホーム	6	174	11	586	10	384	10	300	37	1,444
サービス付き 高齢者向け住宅	6	275	9	252	3	67	3	121	21	715

※第8期の日常生活圏域ブロックによる
 ※特定施設の指定を受けているものを含む

第3節 介護保険事業の推計

3-1 第8期計画で整備するサービスについて

(1) 地域密着型サービスの整備

要介護等高齢者一人ひとりが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けていくことができるよう、在宅サービスの整備を重点的に行います。

第8期計画では、第7期において未整備となった居宅系サービスについて、募集圏域(ブロック)を拡大して引き続き整備を目指します。また、認知症高齢者の介護を支援するための居住系サービスとして認知症対応型共同生活介護の整備を行います。

認知症対応型通所介護	1事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所
小規模多機能型居宅介護	1事業所
認知症対応型共同生活介護（共用型認知症対応型通所介護も同時に整備）	4事業所

① 認知症対応型通所介護 1事業所を整備

認知症の改善・進行抑制を図りながら在宅生活を継続させるための通いサービスであり、認知症の方の在宅生活を支える上で重要なサービスです。第7期では東部圏域で1事業所が未整備のため、日常生活圏域のブロックを問わず1事業所を整備します。

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所を整備

定期・随時を問わず、24時間体制で支える体制があり、特に中重度の要介護高齢者の在宅生活を支援するために重要なサービスです。第7期では西部圏域で1事業所が未整備であるため、日常生活圏域のブロックを問わず1事業所を整備します。

③ 小規模多機能型居宅介護 1事業所を整備

訪問・通い・泊まりのサービスを組み合わせて利用できることから、要介護高齢者の在宅生活を支える利便性の高いサービスです。第8期では日常生活圏域の西部ブロックに1事業所を整備します。

④ 認知症対応型共同生活介護（共用型認知症対応型通所介護も同時に整備） 4事業所を整備

認知症高齢者の介護を支援するための居住系サービスとして、ニーズの高いサービスです。日常生活圏域の西部ブロックに2事業所、南部及び北部ブロックに1事業所ずつを整備します。

なお、既存の1ユニットのみの事業所が、利用定員の増員を行う場合は、状況に応じて個別に判断します。

※ 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護については、第7期において計画による募集の他に、小規模多機能型居宅介護からの転換等により、第7期計画数よりも2事業所多い整備となったことを踏まえ、第8期での整備は見送ります。

なお、既存の小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護への転換等については、状況に応じて個別に判断します。

この結果、第8期で整備する地域密着型サービスは、下表【第8期の地域密着型サービスの整備計画】のとおりとなります。

【第8期の地域密着型サービスの整備計画】

		ブロック別計画数			
		東部	西部	南部	北部
密着	認知症対応型通所介護	1			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1			
	小規模多機能型居宅介護		1		
	認知症対応型共同生活介護		2	1	1

※認知症対応型共同生活介護は共用型認知症対応型通所介護も同時に整備

(2) 施設サービス等の整備

施設サービス等については、要介護高齢者の増加に伴い需要が高い状況が継続すると考えられます。隣接する市町村においても同様の状況であることを踏まえ、広域型施設サービスについて一定数の整備が必要です。

一方で、介護保険制度の安定性・持続性の確保の観点から、今後の人口構造の変化や財政的な負担についても同時に考慮する必要があります。また、現場を支える介護人材の確保についても今後の新規ハード整備には大きな課題となることも想定しておく必要があります。

以上を踏まえ、第8期介護保険施設等整備計画における施設サービス等については、新規の整備については規模を考慮した計画とするとともに、既存の有料老人ホーム等からの転換という形で、介護保険施設の基準を満たす特定施設入居者生活介護を最大 160 床整備します。

特定施設入居者生活介護	最大 160 床
-------------	----------

なお、第7期に計画数の充足に至らなかった介護老人保健施設については、新規の整備は見送りますが、既存の施設が利用定員の増床を行う場合は、状況に応じて個別に判断します。

【第8期の圏域別・年度別施設整備計画】

年度	ブロック	ブロック別計画数								
		認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入居者生活介護
令和3年度	東部	1	1	-		-		-	-	最大 160床
	西部			-	1	-	1	-	-	
	南部			-		-	1	-	-	
	北部			-		-		-	-	
令和4年度	東部			-		-		-	-	
	西部			-		-	1	-	-	
	南部			-		-		-	-	
	北部			-		-	1	-	-	
令和5年度	東部			-		-		-	-	
	西部			-		-		-	-	
	南部			-		-		-	-	
	北部			-		-		-	-	

※認知症対応型共同生活介護は共用型認知症対応型通所介護も同時に整備

3-2 第8期各サービスの見込み

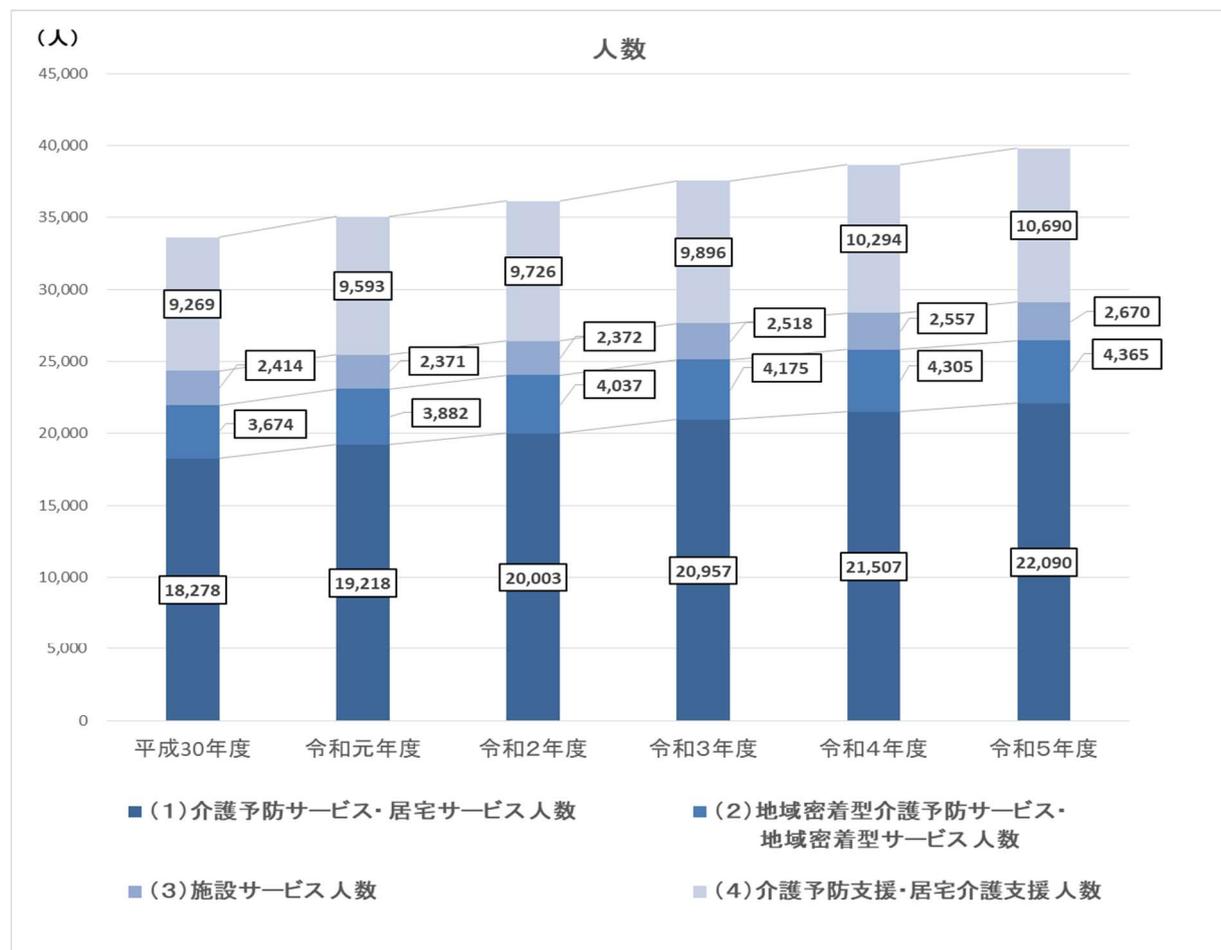
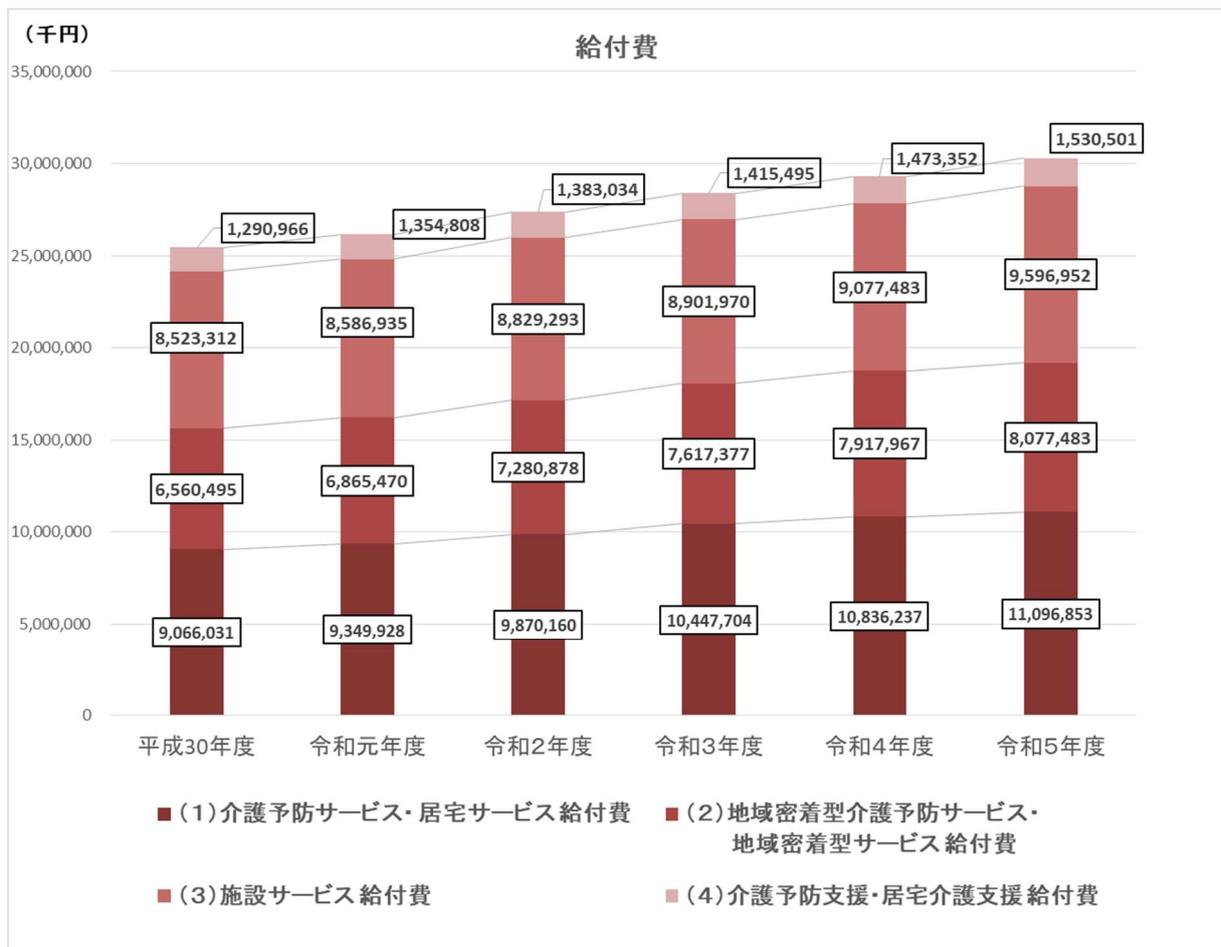
給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス・居宅サービス	給付費	9,066,031	9,349,928	9,870,160	10,447,704	10,836,237	11,096,853
	人数	18,278	19,218	20,003	20,957	21,507	22,090
(2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	給付費	6,560,495	6,865,470	7,280,878	7,617,377	7,917,967	8,077,483
	人数	3,674	3,882	4,037	4,175	4,305	4,365
(3) 施設サービス	給付費	8,523,312	8,586,935	8,829,293	8,901,970	9,077,483	9,596,952
	人数	2,414	2,371	2,372	2,518	2,557	2,670
(4) 介護予防支援・居宅介護支援	給付費	1,290,966	1,354,808	1,383,034	1,415,495	1,473,352	1,530,501
	人数	9,269	9,593	9,726	9,896	10,294	10,690
総計	給付費	25,440,804	26,157,141	27,363,365	28,382,546	29,305,039	30,301,789
	人数	33,635	35,064	36,138	37,546	38,663	39,815
給付費伸び率（7期→8期）					11.4%		

※平成30年度・令和元年度の給付費：実績値（1人あたりの1月給付費×1月あたりの利用者数（×1人あたり1月利用回（日）数）×12か月）

※令和2年度以降の給付費：推計値（令和3年1月19日時点）

※人数：1月あたりの利用者数。1未満の数値については、四捨五入された数値となっているが、0.5未満のときは1表示。

※各サービス別の見込みについても、上記※と同じ計算方法。



(1) 介護予防サービス・居宅サービス

① 訪問介護

訪問介護は介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。

在宅サービスの中でも利用率の高いサービスとなっており、本計画期間中も高い利用が見込まれるため、事業所との連携を図りながら、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活支援サービスの提供やホームヘルパーの資質の向上に取り組めます。

平成28年10月1日より、介護予防訪問介護は、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)へ移行しています。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	給付費	1,577,041	1,571,040	1,618,862	1,658,637	1,685,438	1,704,836
	人数	3,043	3,071	3,084	3,101	3,118	3,146

② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

在宅で生活する重度の要介護者の利用が多いサービスとなっていますが、提供する事業所が少なく、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	8	0	0	0	0
	人数	0	1	0	0	0	0
訪問入浴介護	給付費	23,013	23,467	27,786	28,403	28,419	28,419
	人数	38	37	40	40	40	40
合計	給付費	23,013	23,475	27,786	28,403	28,419	28,419

③ 介護予防訪問看護・訪問看護

訪問看護は、看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの利用人数は年々増加傾向にあります。今後の高齢化の進展を見据え、サービス利用者の増加を見込み、要支援者・要介護者の療養生活の支援と心身機能の維持回復を目指します。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問看護	給付費	32,208	41,026	47,292	53,902	54,621	55,485
	人数	88	117	130	146	148	149
訪問看護	給付費	394,366	420,951	468,687	537,391	551,391	562,452
	人数	819	897	972	1,090	1,107	1,114
合計	給付費	426,574	461,977	515,979	591,293	606,012	617,937

④ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

実績の推移から、サービス利用者の増加を見込んでいます。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	23,807	25,512	25,587	28,480	29,381	29,904
	人数	54	59	63	69	71	72
訪問リハビリテーション	給付費	131,541	139,329	149,296	165,493	169,355	176,903
	人数	292	315	335	366	372	385
合計	給付費	155,348	164,841	174,883	193,973	198,736	206,807

⑤ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

サービスの利用状況は増加傾向にあり、本計画期間中も在宅での療養上の指導管理を必要とされる要支援者・要介護者が増加する見込みです。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防居宅療養管理指導	給付費	9,484	11,861	13,094	15,252	15,361	15,471
	人数	104	120	138	146	147	148
居宅療養管理指導	給付費	173,791	208,243	216,227	246,021	248,202	250,493
	人数	1,578	1,824	1,922	2,040	2,057	2,076
合計	給付費	183,275	220,104	229,321	261,273	263,563	265,964

⑥ 通所介護

通所介護は、デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行います。

平成28年10月1日より、介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）へ移行しています。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	給付費	2,956,547	3,051,580	3,225,286	3,289,906	3,395,766	3,505,525
	人数	2,918	3,001	3,078	3,118	3,183	3,267

⑦ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防通所リハビリテーション	給付費	101,506	131,464	141,329	148,572	156,189	156,927
	人数	263	339	364	381	400	402
通所リハビリテーション	給付費	1,120,085	1,090,002	1,167,544	1,228,949	1,252,782	1,266,600
	人数	1,210	1,244	1,307	1,366	1,387	1,397
合計	給付費	1,221,591	1,221,466	1,308,873	1,377,521	1,408,971	1,423,527

⑧ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行います。

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防短期入所生活介護	給付費	4,675	4,631	4,780	5,134	5,538	5,538
	人数	14	14	15	15	16	16
短期入所生活介護	給付費	509,199	536,739	594,382	644,973	682,549	699,539
	人数	665	682	700	733	760	779
介護予防短期入所療養介護	給付費	341	287	404	406	406	406
	人数	1	1	1	1	1	1
短期入所療養介護	給付費	145,170	151,038	170,586	184,106	191,116	196,499
	人数	153	155	161	169	174	177
合計	給付費	659,385	692,695	770,152	834,619	879,609	901,982

⑨ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

福祉用具貸与は、福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を貸与します。

サービスの利用率が高く、多くの要支援者・要介護者に広く利用されている現状から、利用者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を図る上での重要なサービスの一つとなっています。今後も、サービス需要の増加を見込みながら、適切な福祉用具選定の援助・調整等を行い、利用者が居宅で能力に応じ自立した日常生活を営める環境づくりを進めていきます。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防福祉用具貸与	給付費	124,057	139,747	151,126	160,573	166,540	174,887
	人数	1,659	1,769	1,809	1,922	1,993	2,094
福祉用具貸与	給付費	646,282	680,108	745,264	791,791	820,695	863,018
	人数	4,665	4,847	5,147	5,468	5,678	5,950
合計	給付費	770,339	819,855	896,390	952,364	987,235	1,037,905

⑩ 特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

特定福祉用具購入は、福祉用具のうち、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、購入費の一部を支給します。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	9,292	9,031	9,923	9,923	10,435	10,947
	人数	40	38	38	38	40	42
特定福祉用具購入費	給付費	23,467	23,794	26,172	26,172	27,715	29,257
	人数	83	85	88	88	93	98
合計	給付費	32,759	32,825	36,095	36,095	38,150	40,204

⑪ 介護予防住宅改修・住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行ったときは、住宅改修費用の一部を支給します。

要支援者・要介護者の在宅生活を支えるためには、住宅改修は欠かせないサービスの一つとなっています。引き続きサービスの提供に取り組むとともに、改修の必要性や内容の妥当性等を確認する取組も継続して行います。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防住宅改修	給付費	38,685	35,576	38,937	38,937	42,052	43,609
	人数	50	48	50	50	54	56
住宅改修費	給付費	48,033	48,032	49,303	53,655	57,089	60,523
	人数	68	70	77	78	83	88
合計	給付費	86,718	83,608	88,240	92,592	99,141	104,132

⑫ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している要支援者・要介護者について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

本計画期間中に最大 160 床の整備を行います。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	34,313	39,043	40,062	45,744	50,660	52,519
	人数	40	43	45	49	54	56
特定施設入居者生活介護	給付費	939,128	967,419	938,231	1,085,284	1,194,537	1,207,096
	人数	433	441	439	483	531	537
合計	給付費	973,441	1,006,462	978,293	1,131,028	1,245,197	1,259,615

(2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

※本市では、夜間対応型訪問介護を開設している事業所はなく、本計画期間中の整備予定もありません。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一定的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

本計画期間中に1事業所の整備を行います。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	139,553	191,049	251,728	303,304	308,061	308,061
	人数	100	137	173	208	211	211

② 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

認知症対応型通所介護は、認知症の症状のある利用者が、できるだけ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

本計画期間中に1事業所の整備を行います。

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

本計画期間中に4事業所の整備を行うと同時に、共用型認知症対応型通所介護も整備を行います。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	1,667	1,029	2,025	2,117	2,197	2,237
	人数	4	2	2	2	2	2
認知症対応型通所介護	給付費	559,404	566,828	607,133	653,232	667,800	674,328
	人数	346	346	348	361	361	361
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	732	0	0	0	0	0
	人数	1	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費	2,305,486	2,349,598	2,421,729	2,543,844	2,704,566	2,830,363
	人数	785	787	796	831	883	924
合計	給付費	2,867,289	2,917,455	3,030,887	3,199,193	3,374,563	3,506,928

③ 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、中重度の要介護者や認知症の要介護者を主な対象として、「通い」(デイサービス)を基本に、必要に応じて随時、「訪問」(ホームヘルプサービス)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせて、身近な地域でなじみの介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

本計画期間中に1事業所の整備を行います。

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わされ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	22,735	21,768	21,911	23,015	23,999	23,999
	人数	28	26	27	28	29	29
小規模多機能型居宅介護	給付費	822,486	796,122	808,440	847,394	881,872	881,872
	人数	338	334	337	351	365	365
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	188,926	238,993	350,380	372,813	395,803	409,430
	人数	68	85	121	136	144	149
合計	給付費	1,034,147	1,056,883	1,180,731	1,243,222	1,301,674	1,315,301

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員 29 名以下の小規模の介護付き有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入居し、このホームなどの介護職員等が、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を提供します。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	307,009	310,370	329,950	342,189	342,475	341,775
	人数	139	139	141	145	145	145

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 名以下の小規模の特別養護老人ホームに入所し、要介護者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供します。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	154,773	159,223	165,687	166,705	166,797	166,797
	人数	48	48	47	47	47	47

⑥ 地域密着型通所介護

平成 28 年4月1日から、通所介護を実施している定員 18 人以下の事業所が地域密着型通所介護へ移行しています。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	給付費	2,055,962	2,228,687	2,321,895	2,362,764	2,424,397	2,438,621
	人数	1,816	1,977	2,045	2,066	2,118	2,132

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症等で常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者のための入所施設で、食事・入浴・排せつなど日常生活介護や機能訓練・健康管理などの療養上の支援を行います。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	給付費	3,299,727	3,387,639	3,494,443	3,515,904	3,517,855	3,517,855
	人数	1,091	1,100	1,111	1,111	1,111	1,111

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定している要介護者に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、在宅復帰への支援を行います。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	給付費	1,623,373	1,493,473	1,507,442	1,516,700	1,517,542	1,517,542
	人数	504	448	450	450	450	450

③ 介護療養型医療施設／介護医療院

介護療養型医療施設は、急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な要介護者のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリなどを行います。令和5年度末までに介護医療院等へ転換することとされています。

介護医療院は、新たな介護保険施設として平成30年度から設置されています。介護医療院では、要介護者への長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を行います。

給付費：千円（年間），人数：人（1月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設	給付費	3,542,665	3,085,932	838,287	464,526	411,608	212,410
	人数	807	694	185	142	126	65
介護医療院	給付費	57,547	619,891	2,989,121	3,404,840	3,630,478	4,349,145
	人数	12	129	626	815	870	1,044
合計	給付費	3,600,212	3,705,823	3,827,408	3,869,366	4,042,086	4,561,555

(4) 介護予防支援・居宅介護支援

居宅サービス等の適切な利用ができるよう、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

今後も、引き続きマネジメント業務の質的向上を図るため、地域包括支援センターによるケアマネジャー支援や、ケアマネジャー間の情報交換・交流・研修等に努めます。

なお、平成28年10月1日に開始した介護予防・日常生活支援総合事業により、介護予防支援の一部は、地域支援事業の介護予防ケアマネジメント事業へ移行しています。

給付費：千円(年間)，人数：人(1月あたり)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防支援	給付費	98,563	106,399	109,683	112,176	116,734	120,802
	人数	1,861	2,013	2,063	2,097	2,181	2,257
居宅介護支援	給付費	1,192,403	1,248,409	1,273,351	1,303,319	1,356,618	1,409,699
	人数	7,408	7,580	7,663	7,799	8,113	8,433
合計	給付費	1,290,966	1,354,808	1,383,034	1,415,495	1,473,352	1,530,501

(5) 地域支援事業

介護保険制度の見直しにより、市町村が行う地域支援事業は、平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業に区分され、要介護認定を受けなくても一部の介護予防サービスが利用可能となりました。

今後も、「自立をめざした支援」の実現に向けた、地域での支え合いや、様々な主体による多様なサービス提供体制の構築などの取組を、着実に推進します。

単位：千円	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,061,614	1,090,401	1,101,052	1,121,097	1,208,650	1,263,221
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	347,723	364,932	530,864	653,000	653,000	653,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	29,547	30,382	35,020	40,500	101,500	101,500
合計	1,438,884	1,485,715	1,666,936	1,814,597	1,963,150	2,017,721

※雑入等その他の収入を除いた金額

地域支援事業

<介護予防・日常生活支援総合事業>

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態を予防し、自立した生活を送ることができるように、従来の介護予防訪問介護等により提供されていた専門的なサービスに加え、多様なサービス提供体制の構築に取り組みます。

② 介護予防ケアマネジメント事業

総合事業対象者等に対する介護予防ケアプランの作成等を行います。

③ 一般介護予防事業

住民主体の介護予防活動である「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」の普及啓発や「こうち笑顔マイレージ」を通じた健康づくり活動の推進に取り組みます。

<包括的支援事業・任意事業>

① 総合相談事業

高齢者の心身の状況や生活の困りごと等についての相談を受け、地域の保健・医療・福祉サービス、社会資源等の利用につなげる等の支援を行います。

② 権利擁護事業

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応等を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

「地域ケア会議」を通じた多職種協働による自立支援型のケアマネジメントの充実と地域課題の解決を図ります。また、ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談や支援困難事例等への指導・助言を行います。

④ 在宅医療・介護連携推進事業

地域医師会等との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築に取り組みます。

⑤ 生活支援体制整備事業

社会資源の把握や関係機関のネットワーク化等に取り組み、高齢者の生活ニーズ解決に向けた、多様な主体による生活支援を充実していきます。

⑥ 認知症総合支援事業

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくり等に取り組みます。

⑦ 任意事業

食の確保が必要な高齢者に対する配食サービスや介護する人等に対する支援、真に必要なサービス提供がなされているかの検証等を行います。

3-3 第8期計画期間における給付費の見込み

(1) 介護予防サービス量の見込み

単位：千円（年間）／人（1月あたり）

介護予防給付		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(1) 介護予防サービス	給付費	506,923	531,183	545,693	1,583,799
	人数	2,817	2,924	3,036	8,777
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	53,902	54,621	55,485	164,008
	人数	146	148	149	443
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	28,480	29,381	29,904	87,765
	人数	69	71	72	212
介護予防居宅療養管理指導	給付費	15,252	15,361	15,471	46,084
	人数	146	147	148	441
介護予防通所リハビリテーション	給付費	148,572	156,189	156,927	461,688
	人数	381	400	402	1,183
介護予防短期入所生活介護	給付費	5,134	5,538	5,538	16,210
	人数	15	16	16	47
介護予防短期入所療養介護	給付費	406	406	406	1,218
	人数	1	1	1	3
介護予防福祉用具貸与	給付費	160,573	166,540	174,887	502,000
	人数	1,922	1,993	2,094	6,009
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	9,923	10,435	10,947	31,305
	人数	38	40	42	120
介護予防住宅改修	給付費	38,937	42,052	43,609	124,598
	人数	50	54	56	160
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	45,744	50,660	52,519	148,923
	人数	49	54	56	159
(2) 地域密着型介護予防サービス	給付費	25,132	26,196	26,236	77,564
	人数	30	31	31	92
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	2,117	2,197	2,237	6,551
	人数	2	2	2	6
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	23,015	23,999	23,999	71,013
	人数	28	29	29	86
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
(3) 介護予防支援（ケアプラン）	給付費	112,176	116,734	120,802	349,712
	人数	2,097	2,181	2,257	6,535
合計	給付費	644,231	674,113	692,731	2,011,075
	人数	4,944	5,136	5,324	15,404

(2) 介護サービス量の見込み

単位：千円（年間）／人（1月あたり）

介護給付		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(1) 居宅サービス	給付費	9,940,781	10,305,054	10,551,160	30,796,995
	人数	18,140	18,583	19,054	55,777
訪問介護	給付費	1,658,637	1,685,438	1,704,836	5,048,911
	人数	3,101	3,118	3,146	9,365
訪問入浴介護	給付費	28,403	28,419	28,419	85,241
	人数	40	40	40	120
訪問看護	給付費	537,391	551,391	562,452	1,651,234
	人数	1,090	1,107	1,114	3,311
訪問リハビリテーション	給付費	165,493	169,355	176,903	511,751
	人数	366	372	385	1,123
居宅療養管理指導	給付費	246,021	248,202	250,493	744,716
	人数	2,040	2,057	2,076	6,173
通所介護	給付費	3,289,906	3,395,766	3,505,525	10,191,197
	人数	3,118	3,183	3,267	9,568
通所リハビリテーション	給付費	1,228,949	1,252,782	1,266,600	3,748,331
	人数	1,366	1,387	1,397	4,150
短期入所生活介護	給付費	644,973	682,549	699,539	2,027,061
	人数	733	760	779	2,272
短期入所療養介護	給付費	184,106	191,116	196,499	571,721
	人数	169	174	177	520
福祉用具貸与	給付費	791,791	820,695	863,018	2,475,504
	人数	5,468	5,678	5,950	17,096
特定福祉用具販売	給付費	26,172	27,715	29,257	83,144
	人数	88	93	98	279
住宅改修	給付費	53,655	57,089	60,523	171,267
	人数	78	83	88	249
特定施設入居者生活介護	給付費	1,085,284	1,194,537	1,207,096	3,486,917
	人数	483	531	537	1,551
(2) 地域密着型サービス	給付費	7,592,245	7,891,771	8,051,247	23,535,263
	人数	4,145	4,274	4,334	12,753
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	303,304	308,061	308,061	919,426
	人数	208	211	211	630
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	2,362,764	2,424,397	2,438,621	7,225,782
	人数	2,066	2,118	2,132	6,316
認知症対応型通所介護	給付費	653,232	667,800	674,328	1,995,360
	人数	361	361	361	1,083
小規模多機能型居宅介護	給付費	847,394	881,872	881,872	2,611,138
	人数	351	365	365	1,081
認知症対応型共同生活介護	給付費	2,543,844	2,704,566	2,830,363	8,078,773
	人数	831	883	924	2,638
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	342,189	342,475	341,775	1,026,439
	人数	145	145	145	435
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	166,705	166,797	166,797	500,299
	人数	47	47	47	141
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	372,813	395,803	409,430	1,178,046
	人数	136	144	149	429
(3) 施設サービス	給付費	8,901,970	9,077,483	9,596,952	27,576,405
	人数	2,518	2,557	2,670	7,745
介護老人福祉施設	給付費	3,515,904	3,517,855	3,517,855	10,551,614
	人数	1,111	1,111	1,111	3,333
介護老人保健施設	給付費	1,516,700	1,517,542	1,517,542	4,551,784
	人数	450	450	450	1,350
介護医療院	給付費	3,404,840	3,630,478	4,349,145	11,384,463
	人数	815	870	1,044	2,729
介護療養型医療施設	給付費	464,526	411,608	212,410	1,088,544
	人数	142	126	65	333
(4) 居宅介護支援（ケアプラン）	給付費	1,303,319	1,356,618	1,409,699	4,069,636
	人数	7,799	8,113	8,433	24,345
合計	給付費	27,738,315	28,630,926	29,609,058	85,978,299
	人数	32,602	33,527	34,491	100,620

(3) 介護予防・介護サービス量の合計

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(1) 居宅サービス計	10,447,704	10,836,237	11,096,853	32,380,794
介護予防サービス	506,923	531,183	545,693	1,583,799
居宅サービス	9,940,781	10,305,054	10,551,160	30,796,995
(2) 地域密着型サービス計	7,617,377	7,917,967	8,077,483	23,612,827
地域密着型介護予防サービス	25,132	26,196	26,236	77,564
地域密着型サービス	7,592,245	7,891,771	8,051,247	23,535,263
(3) 施設サービス計	8,901,970	9,077,483	9,596,952	27,576,405
(4) ケアプラン計	1,415,495	1,473,352	1,530,501	4,419,348
介護予防支援	112,176	116,734	120,802	349,712
居宅介護支援	1,303,319	1,356,618	1,409,699	4,069,636
総給付費	28,382,546	29,305,039	30,301,789	87,989,374

(4) 総計

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A)	29,648,259	30,581,656	31,601,654	91,831,569
総給付費	28,382,546	29,305,039	30,301,789	87,989,374
特定入所者介護サービス費等給付額	537,179	512,860	522,199	1,572,238
高額介護サービス費等給付額	675,084	707,154	720,032	2,102,270
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,751	17,739	18,062	52,552
算定対象審査支払手数料	36,699	38,864	39,572	115,135
地域支援事業費 (B)	1,814,597	1,963,150	2,017,721	5,795,468
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,121,097	1,208,650	1,263,221	3,592,968
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	653,000	653,000	653,000	1,959,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	40,500	101,500	101,500	243,500
総計 (A)+(B)	31,462,856	32,544,806	33,619,375	97,627,037
(参考)対前年度比		+3.4%	+3.3%	

第4節 第1号被保険者の介護保険料額について

4-1 介護保険料の算出方法

介護保険法では、介護サービス費のうち利用者負担分を除いた費用の総額を、公費(国・県・市)と被保険者(第1号・第2号)の保険料で半分ずつ負担するよう定められています。

第8期介護保険事業計画(令和3~5年度)では、地域包括ケア「見える化」システムを活用して3年間に必要となるサービス費等の推計を行い、介護保険料を算出します。

【1】被保険者数の推計

- ・過去の人口推移の実績から、将来人口推計を行います。
- ・第1号被保険者数(65歳以上)、第2号被保険者数(40~64歳)について、推計を行います。

【2】要介護・要支援認定者数の推計

- ・被保険者数に対する要介護・要支援認定者数(認定率)の実績等を勘案して、【1】で推計された被保険者数見込みに認定率を乗じ、要介護・要支援認定者数を推計します。

【3】施設・居住系サービス量の見込み算出

- ・【2】で推計された要介護・要支援認定者数見込みに対する、施設・居住系サービス利用者から、整備計画等の施策を反映させたサービス見込み量を算出します。

【4】在宅サービス等の量の見込み算出

- ・【2】で推計された要介護・要支援認定者数から【3】で推計した施設・居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、在宅サービス利用者数を推計します。
- ・過去のサービス利用実績(利用率・日数・回数・給付費等)を踏まえて、在宅サービス見込み量を算出します。

【5】介護保険料の算出

- ・過去の実績等から、地域支援事業費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料等の見込みを推計します。
- ・また、調整交付金、介護保険事業運営基金の取崩、保険料収納率、所得段階の設定、所得段階別被保険者数の推計等を勘案し介護保険料を算出します。

4-2 第8期の方針と考え方について

(1) 第8期における国の方針

■被保険者の負担割合

- ・第7期に引き続き、第1号被保険者の負担割合 23%
- ・第7期に引き続き、第2号被保険者の負担割合 27%

■標準段階について

- ・第7期に引き続き、標準段階を現行の9段階とする
- ・第7期に引き続き、保険者判断による弾力化が可能

■低所得者対策の強化

- ・公費(国1/2, 県1/4, 市1/4)による保険料軽減の強化

(2) 本市の保険料の考え方

次の点に留意して第8期の保険料段階を設定します。

■保険料基準額を可能な限り縮減した設定

- ・保険料の上昇は避けられない状況ですが、各階層での負担が偏らず、保険料基準額を可能な限り縮減した保険料を設定します。

■所得水準に応じたきめ細やかな設定

- ・低所得者への配慮、負担能力に応じた負担を求める公平性を考慮して、第8期においても引き続き同様の考え方を継続し、10段階の設定とします。

■低所得者対策の継続（公費による保険料軽減の継続）

- ・平成27年4月から一部実施している低所得者保険料軽減負担金による低所得者対策については、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて完全実施され、第1段階から第3段階の保険料負担を軽減しています。第8期においても保険料負担の軽減を継続します。

所得段階	軽減前	軽減後
第1段階	0.5	0.3
第2段階	0.75	0.5
第3段階	0.75	0.7

4-3 介護保険料（基準額）の計算

第1号被保険者の保険料基準額（年額・月額）の算出方法

【基準年額】

総賦課額(保険料収納必要額÷予定保険料収納率)÷所得段階別加入割合補正後被保険者数

【基準月額】

基準年額÷12

※所得段階別加入者割合補正後被保険者数

所得段階別の加入人数を、保険料の基準額段階(第5段階)を「1」として、各所得段階ごとに保険料率で補正した人数です。

4-4 第8期介護保険料（基準額）の算出

【総賦課額の算出】

単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A) + 地域支援事業費 (B)	31,462,855,294	32,544,805,864	33,619,375,999	97,627,037,157
標準給付費見込額 (A)	29,648,258,579	30,581,655,771	31,601,654,675	91,831,569,025
地域支援事業費 (B)	1,814,596,715	1,963,150,093	2,017,721,324	5,795,468,132
介護予防・日常生活支援総合事業費 (B')	1,121,096,715	1,208,650,093	1,263,221,324	3,592,968,132
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	653,000,000	653,000,000	653,000,000	1,959,000,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	40,500,000	101,500,000	101,500,000	243,500,000
第1号被保険者負担分相当額 (C) …((A)+(B))×23%	7,236,456,718	7,485,305,349	7,732,456,480	22,454,218,546
調整交付金相当額 (D) …((A)+(B'))×5%	1,538,467,765	1,589,515,293	1,643,243,800	4,771,226,858
調整交付金見込額 (E) …((A)+(B'))×(F)	2,009,239,000	2,050,475,000	2,103,352,000	6,163,066,000
調整交付金見込交付割合 (F)	6.53%	6.45%	6.40%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9763	0.9803	0.9824	
後期高齢者加入割合補正係数（要介護認定率による重み付け）	0.9815	0.9843	0.9850	
後期高齢者加入割合補正係数（1人あたり給付費による重み付け）	0.9711	0.9762	0.9797	
所得段階別加入割合補正係数	0.9560	0.9560	0.9560	
保険者努力支援交付金等の交付見込額 (G)		150,000,000		150,000,000
介護保険事業運営基金取崩額 (H)		1,500,000,000		1,500,000,000
保険料収納必要額 (I) … (C) - (E) - (D) - (G) - (H)		19,412,379,404		19,412,379,404
予定保険料収納率 (J)		98.5%		
総賦課額 (I) / (J)				19,707,999,395

【基準額の算出】

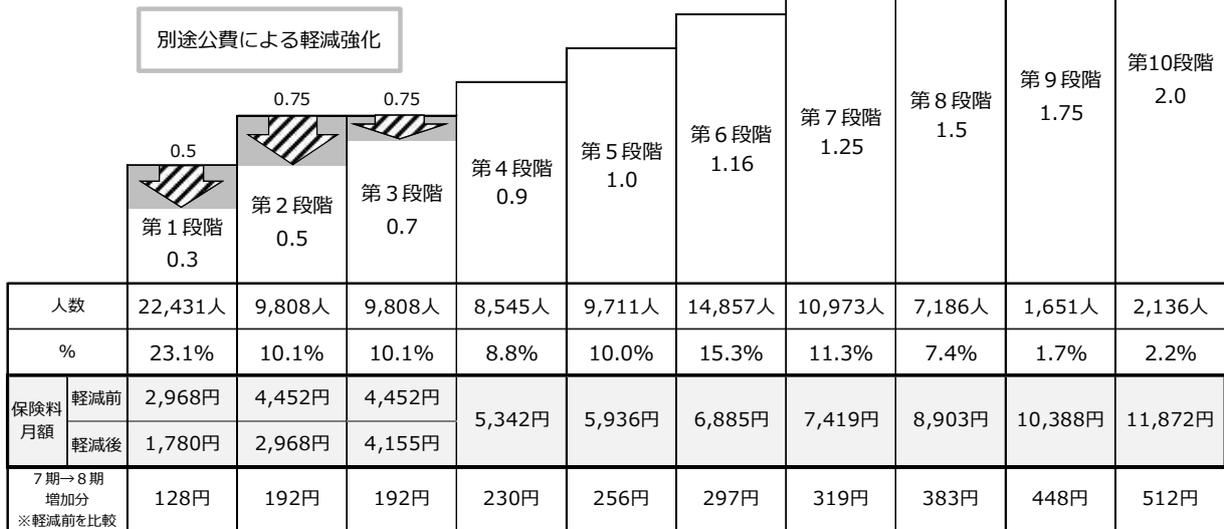
総賦課額①	19,707,999,395円
所得段階別加入割合補正後被保険者数②	276,658人
基準額（月額） …①／②／12	5,936円

【各所得段階別の人数・倍率・保険料】

【高知市】 第8期

※低所得者の段階別保険料軽減割合

	保険料基準額に対する割合	
第1段階	0.5 → 0.3	
第2段階	0.75 → 0.5	
第3段階	0.75 → 0.7	



【所得段階区分と所得段階別保険料】

段階	対象者	倍率	保険料 (年額)	保険料 (月額)	第7期保険料 下段()は増加額
第1段階	・生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.5 ※軽減措置0.3	35,610円 ※軽減後 21,360円	2,968円 ※軽減後 1,780円	2,840円 (128円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の120万円以下の者	基準額×0.75 ※軽減措置0.5	53,420円 ※軽減後 35,610円	4,452円 ※軽減後 2,968円	4,260円 (192円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると120万円超の者	基準額×0.75 ※軽減措置0.7	53,420円 ※軽減後 49,860円	4,452円 ※軽減後 4,155円	4,260円 (192円)
第4段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.90	64,100円	5,342円	5,112円 (230円)
第5段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の者	基準額×1.00	71,230円	5,936円	5,680円 (256円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.16	82,620円	6,885円	6,588円 (297円)
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	89,030円	7,419円	7,100円 (319円)
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.50	106,840円	8,903円	8,520円 (383円)
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.75	124,650円	10,388円	9,940円 (448円)
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上の者	基準額×2.00	142,460円	11,872円	11,360円 (512円)

【保険料の推移（国との比較）】参考

計画期	年度	基準額（月額）	
		本市	国（平均）
第1期 （※）	平成12年度	777円	2,911円
	平成13年度	2,331円	
	平成14年度	3,108円	
第2期	平成15・16年度	4,393円	3,293円
	平成17年度	4,363円	
第3期	平成18・19年度	4,631円	4,090円
	平成20年度	4,644円	
第4期	平成21年度～平成23年度	4,577円	4,160円
第5期	平成24年度～平成26年度	5,248円	4,972円
第6期	平成27年度～平成29年度	5,491円	5,514円
第7期	平成30年度～令和2年度	5,680円	5,869円
第8期	令和3年度～令和5年度	5,936円	

（※）参考：国の支援制度（介護保険円滑導入制度）により、平成12年度の4月から10月までの半年間は保険料を不徴収するとともに、10月から1年間保険料を半額にする（平成12年度：1/4、平成13年度：3/4）ことで、介護保険制度の円滑導入を図っています。

第5節 介護保険サービス一覧表

介護給付			
給付費等名称	通称	内容	
居宅サービス	訪問介護	ホームヘルプサービス	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・排せつ等の身体介護や、掃除・洗濯等の生活援助を受けます。
	訪問入浴介護		看護職員や介護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽を備えた入浴車や浴槽の持ち込みにより、入浴の介助を受けます。
	訪問看護		看護師等に居宅を訪問してもらい、病状の観察や療養上の世話を受けます。
	訪問リハビリテーション	訪問リハ	リハビリの専門職に居宅を訪問してもらい、リハビリを受けます。
	居宅療養管理指導		医師、歯科医師、薬剤師等に居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けます。
	通所介護	デイサービス	デイサービスセンター等に通って、入浴や食事の提供、日常生活上の介護や機能訓練等を受けます。
	通所リハビリテーション	デイケア	医療機関や老人保健施設に通って、入浴や食事の提供、リハビリを受けます。
	短期入所生活介護	ショートステイ	短期間、特別養護老人ホーム等に入所して、入浴や食事の提供、日常生活上の介護を受けます。
	短期入所療養介護	ショートステイ	短期間、介護医療院や介護療養病床、老人保健施設に入所して、看護・医学的管理下で日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	福祉用具貸与	レンタル	手すりや車いす、歩行補助つえ等の日常生活に必要な福祉用具を借りて生活環境を整えます。指定の品目があります。
	特定福祉用具販売		腰掛便座や入浴補助用具等、貸与になじまない福祉用具を購入して生活環境を整えます。指定の品目があります。
	住宅改修		住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅を改修して生活環境を整えます。改修の要件があります。
	特定施設入居者生活介護	特定施設	有料老人ホーム等の「特定施設」であって、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた住居に入居して、食事・排せつ等の介護や機能訓練等を受けます。
居宅介護支援		ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、自立した生活を送れるような支援を受けます。	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		ホームヘルパーや看護師から、定期的な訪問介護や看護と、利用者からの通報に対する電話対応や随時の訪問介護や看護を受けます。
	認知症対応型通所介護	認知デイ	認知症の症状のある者を対象にしたデイサービスセンター等に通い、認知症状の進行緩和をめざしたサービスを受けます。
	認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム	認知症と診断された者が、少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練等を受けます。
	小規模多機能型居宅介護		心身の状況や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問・泊まり」を組み合わせる日常生活上の介護や機能訓練等を受けます。
	看護小規模多機能型居宅介護		「小規模多機能型居宅介護」に訪問看護サービスを組み合わせ、介護と看護のサービスを一体的に受けます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護		定員29人以下の「特定施設入居者生活介護」です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模特別養護老人ホーム	定員29人以下の「介護老人福祉施設」です。
	地域密着型通所介護		定員18人以下の「通所介護」です。
夜間対応型訪問介護		夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーに訪問してもらい、日常生活上の世話を受けます。	
施設サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、施設等に入所して、入浴や排泄、食事の介護等、日常生活上の世話や機能訓練等を受けます。
	介護老人保健施設	老人保健施設	病状が安定期にある者が、在宅復帰をめざして、施設入所して、看護・医学的管理のもとで介護や機能訓練等を受けます。
	介護医療院		長期にわたり療養が必要な者が、施設に入所(入院)して、療養上の管理、看護・医学的管理のもとにおける介護や医療等を受けます。
	介護療養型医療施設		症状が安定期にあるが長期間の療養が必要な者が、病院に入院して、療養上の管理、看護・医学的管理のもとにおける介護や医療等を受けます。

介護予防給付			
給付費等名称	通称	内容	
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護		看護職員や介護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽を備えた入浴車や浴槽を持ち込みにより、介護予防を目的とした入浴の介助を受けます。
	介護予防訪問看護		看護師等に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や必要な診療の補助を受けます。
	介護予防訪問リハビリテーション		リハビリの専門職に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的としたリハビリを受けます。
	介護予防居宅療養管理指導		医師、歯科医師、薬剤師等に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を受けます。
	介護予防通所リハビリテーション	デイケア	医療機関や介護老人保健施設に通って、介護予防を目的とした入浴や食事の提供、介護予防を目的としたリハビリを受けます。
	介護予防短期入所生活介護	ショートステイ	短期間、特別養護老人ホーム等に入所して、介護予防を目的とした入浴・食事や日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	介護予防短期入所療養介護	ショートステイ	短期間、介護療養病床や老人保健施設に入所して、介護予防を目的とした日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設	有料老人ホーム等の「特定施設」であって、介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた住居に入居して、介護予防を目的とした食事・排泄等の介護や機能訓練等を受けます。
	介護予防福祉用具貸与	レンタル	手すりや車いす、歩行補助つえ等の日常生活に必要な福祉用具を借りて生活環境を整えます。指定の品目があります。
	特定介護予防福祉用具販売		腰掛便座や入浴補助用具等、貸与になじまない福祉用具の中で介護予防に役立つ福祉用具を購入して生活環境を整えます。指定の品目があります。
	住宅改修		住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅を改修して生活環境を整えます。改修の要件があります。
介護予防支援		地域包括支援センター等のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらい、自立を目指した生活を送れるような支援を受けます。	
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	認知デイ	認知症の症状のある者を対象にしたデイサービス等に通い、介護予防を目的とした認知症状の進行緩和をめざしたサービスを受けます。
	介護予防小規模多機能型居宅介護		心身の状況や希望に応じて、介護予防を目的として、「通い」を中心に「訪問・泊まり」を組み合わせて日常生活上の介護や機能訓練等を受けます。
	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム	認知症と診断された者が、少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護予防を目的とした介護や機能訓練等を受けます。

その他		
給付費等名称	通称	内容
特定入所者介護サービス費等給付		施設サービスや短期入所サービスを利用したときに支払う食費・居住費又は滞在費について、所得や資産状況に応じて負担が軽減されます。(申請が必要です。)
高額介護サービス費等給付		介護保険サービスの自己負担額が世帯の負担上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻されます。
高額医療合算介護サービス費等給付		同一世帯内で介護保険と医療保険の両方の合計額(年額)が、世帯の負担上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻されます。

資料

資料 目次

- 1 計画の策定経過
- 2 計画の点検・評価
- 3 計画推進協議会委員名簿
- 4 用語の説明
- 5 高知市高齢者保健福祉計画 指標・目標一覧

1 計画の策定経過

計画は、次のとおり検討審議されました。

会の種類	開催日	主な内容
令和2年度 第1回 高齢者保健福祉計画推進協議会	令和2年 6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期介護保険制度改正に関する国の動向 ・高知市高齢者保健福祉計画(平成30～令和2年度)の進捗状況 ・成年後見制度利用促進計画の策定
第2回 高齢者保健福祉計画推進協議会	令和2年 10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元・2年度高齢者保健福祉に関する調査結果報告 ・改正社会福祉法 ・新計画概要(案)
第3回 高齢者保健福祉計画推進協議会	令和2年 12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市高齢者保健福祉計画(令和3～5年度)素案
第4回 高齢者保健福祉計画推進協議会	令和3年 1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市介護保険事業計画(令和3～5年度)素案
パブリックコメント	1月27日 ～ 2月16日	
第5回 高齢者保健福祉計画推進協議会	令和3年 3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3～5年度)原案

2 計画の点検・評価

計画策定後は、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会に対し、定期的に計画の評価等を報告するとともに、進行管理を行っていきます。また、ホームページに計画の概要を掲載し、市民に情報発信をする一方、市民からの声を受け、市民とともに計画を点検・評価していきます。



3 計画推進協議会委員名簿

(任期: 令和2年4月1日～令和5年3月31日)

	所属	役職等	委員氏名	協議会 役 職	備考
1	国立大学法人 高知大学	教授	安田 誠史	会長	
2	一般社団法人 高知県作業療法士会	事務局長	矢野 勇介		
3	一般社団法人 高知市医師会	理事	植田 一穂		
4	一般社団法人 高知市歯科医師会	副会長	高橋 豊		
5	NPO 法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二		
6	公益社団法人 高知県栄養士会	会長	新谷 美智		
7	公益社団法人 高知県薬剤師会	高知市 薬剤師会会長	植田 隆		
8	公益社団法人 高知県理学療法士協会	会長	宮本 謙三		
9	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	事務局長	藤原 好幸		
10	公益社団法人 認知症の人と家族の会高知県支部	世話人	小笠原 千加子		
11	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦		
12	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子		
13	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代		
14	高知市居宅介護支援事業所協議会	理事	高岡 秀実		令和3年3月10日まで
		副会長	森田 誠		令和3年3月11日から
15	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	北岡 廣明		令和2年11月30日まで
		副会長	公文 康俊		令和3年3月11日から
16	高知市老人クラブ連合会	会長	三宮 尊良		
17	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	常務理事	村岡 晃	副会長	
18	公募委員		藤田 みどり		
19	公募委員		松木 孝明		
20	公募委員		山崎 百合子		

4 用語の説明

【あ行】

アセスメント： 利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。

いきいき健康チャレンジ事業：

「チャレンジ目標(①体重測定②血圧測定③8,000歩(65歳以上 6,000歩)以上歩く④週に2日休肝日をつくる⑤禁煙)の中から一つ決め、3か月実践し記録する」という高知市保健所が取り組んでいる健康づくり事業。

いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操：

高知市が介護予防を目的に開発した体操。いきいき百歳体操は、筋力をつけ、いつまでも元気で過ごせる体をつくることを目的とした錘を使った筋力運動。かみかみ百歳体操は、食べたり飲みこんだりする力をつけることを目的とした運動。しゃきしゃき百歳体操は、認知機能(注意力や判断力)を高めることを目的とした運動。

いきいき百歳サポーター： 地域で実施しているいきいき百歳体操会場のサポートを行うボランティア。

A 類型(人員基準緩和)事業所：

人員基準を緩和し、一定の研修を受講した者も従事することができ、生活援助を行う事業所。

SNS : ソーシャルネットワーキングサービス。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。

【か行】

介護給付等適正化事業：

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することを促す事業。適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することにより、持続可能な介護保険制度の構築を目指すもの。

介護事業所認証評価制度：

介護職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながる取組について、高知県で一定の項目や基準を定め、それを達成するために取り組む事業所のサポートを行い、優良事業所を「高知県認証介護事業所」として評価し、公表を行う。

過誤 : 国保連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合に、事業所から保険者に過誤申立てをして、給付実績を取り下げる(支払い金額の返還を行う)処理。

キャラバン・メイト：認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を企画・立案し実施する者。

居宅介護支援事業所：

在宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるようケアマネジャーが在籍し、要介護認定申請の手伝いや、利用者（要支援・要介護認定者）のケアプランを、利用者や家族の立場になって作成する事業所。

ケアプラン：要介護または要支援と認定された被保険者等の依頼に応じて、アセスメントと本人や家族の意向をもとにケアマネジャーによって立てられるサービス提供の計画。

ケアマネジメント：適切なアセスメントに基づいて、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること。

ケアマネジャー：介護支援専門員。介護保険の認定者からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な在宅または施設サービスが利用できるように、介護サービス計画を立てるとともに市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人。

KDB：国保データベースシステム。国民健康保険中央会（国保中央会）が開発したデータ分析システムのこと。「特定健康診査・特定保健指導」「医療」「介護保険」等に係るデータを利用した統計情報等を取扱う。

健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

こうち笑顔マイレージ：一定の要件に該当する高知市に住民票のある65歳以上の方が、介護施設等でのボランティア活動に参加したり、「いきいき百歳体操」へ参加したりすること（健康づくり活動）でポイントがたまり、商品券などに還元することができる制度（参加には登録が必要）。活動の種類として「ボランティア活動」と「健康づくり活動」がある。

こうち笑顔マイレージ（健康づくり活動）：

65歳以上の健康づくり活動に登録した人が、いきいき百歳体操に参加した際にポイントを付与し、年間40ポイント（上限1,000円）を上限に、ですかチャージ券や商品券等と交換することができる制度（ポイント交換は、要支援・要介護認定を受けていない、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者となっていない、介護保険料の滞納がないことが要件）。

こうち笑顔マイレージ（ボランティア活動）：

65歳以上のボランティアとして登録した人が、介護保険施設等にてボランティア活動をした際にポイントを付与し、年間200ポイント（5,000円）を上限に、ですかチャージ券や商品券等と交換することができる制度（ポイント交換は、要支援・要介護認定を受けていない、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者となっていない、介護保険料の滞納がないことが要件）。

高知くらしつながるネット(愛称 Lico ネット):

市内の医療、介護、障害、子育て支援の支援機関やサービス事業所、集いの場など、地域の生活支援情報を検索できるウェブサイト。「だれもが安心していきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」をめざした取組の一つとして令和2年1月に運用開始。

人と人、人と資源がつながることをイメージした名称とし「くらし(Living)」「つながる(Connect)」から、愛称を Lico ネットとした。

高知県居住支援協議会:

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携(住宅セーフティネット法第10条第1項)し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。高知県においては、これに加え、高知県への移住希望者に対する検討も行っている。

高知市交通バリアフリー基本構想:

平成12年度に施行された交通バリアフリー法に基づき、高齢者・身体障害者等の移動に係る身体への負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性の向上を図るために、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想。

高知市交通バリアフリー道路特定事業計画:

平成15年度に策定された高知市交通バリアフリー基本構想に基づいて、重点的に整備を行っていく道路についての事業計画。

高知市在宅医療・介護連携推進委員会:

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを希望するまで続けることができるよう、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制を構築するための方策等を協議するために設置した市民を含む関係者から構成される委員会。

高知市地域公共交通網形成計画:

人口減少社会における活力の維持・向上に向けて、集約型の都市構造を将来像としている本市のまちづくりと連携した、総合的な公共交通ネットワークを再構築するための実施計画。根拠法の改正により、令和4年度から高知市地域公共交通計画に改定予定。

高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画):

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、高齢者や障がい者など災害時に自ら避難することが著しく困難な方の「避難行動要支援者」の名簿作成が市町村に義務付けられるとともに、本人同意を得た上で、平常時から地域での支援者となる民生委員や自主防災組織等の各団体(避難支援等関係者)に名簿情報を提供することとされ、地域防災計画の修正に併せて、平成26年12月に策定。今後、名簿を活用し、地域が中心となって個別計画(要支援者個々の避難方法を定めた避難支援計画)を策定するなど、地域と連携した災害時における避難支援体制を整備していく。

交通バリアフリー法:

正式名称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年施行)」。公共交通事業者にバリアフリー化に向けた施設整備を義務付



ける一方で、自治体によっては、一定規模の旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)において面的なバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための「交通バリアフリー基本構想」を策定できると規定されている。

高齢化率 : 65歳以上人口が総人口に占める割合。

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) :

生活援助員により生活相談や生活指導, 安否確認等のサービスを必要に応じて実施している住宅。

【さ行】

在宅医療介護支援センター :

本市が高知市医師会に委託し設置した在宅医療と介護を結びつけるコーディネート機関。正式名称は「高知市在宅医療介護支援センター」。医療・介護関係者の連携をサポートすることで、高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりを支援している。

サービス付き高齢者向け住宅 :

高齢者専用の民間賃貸住宅で、居室の広さや設備、段差解消等のバリアフリー化に加え、生活相談や安否確認等のサービスを提供する住宅であり、都道府県・政令市・中核市が登録を行う。

支え合いマップづくり: 住民のふれあいや助け合いの実態を、地元住民が住宅地図に記入していき、地域にある福祉課題や対処方法について考えるための手法。

C 類型(短期集中)事業所 :

保健・医療の専門職が中心となって、3~6か月の短期間で生活行為の改善に向けたサービス提供を行う事業所。

自主防災組織 : 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚, 連帯感に基づき, 自主的に結成する組織であり, 災害による被害を予防し, 軽減するための活動を行う組織。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第2条の2第2号)」として, 市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

市長審判請求 : 認知症高齢者等で4親等内親族に成年後見制度の申立てを行う意思が無く, 援助を受けることができない方について, 市長が審判の請求をするもの。

市民後見人 : 弁護士や司法書士などの資格は持たないものの, 社会貢献への意欲や倫理感が高い一般市民の中から, 成年後見に関する一定の知識・態度を身に着けた良質の第三者後見人等の候補者。

若年性認知症 : 65歳未満で発症した認知症。

若年性認知症支援コーディネーター:

若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、若年性認知症の人の自立支援にかかわる者のネットワーク調整役を担う者。

住宅確保要配慮者: 低額所得者, 被災者, 高齢者, 障害者, 子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

小規模多機能型居宅介護:

心身の状況や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問・泊まり」を組み合わせて日常生活上の介護や機能訓練などを受けるサービス。

ショートステイ : 要介護の高齢者が数日から1週間程度施設に入所できるサービス。

消防団員 : 地方公務員法及び消防組織法に規定された, 市町村における非常勤の特別職地方公務員で全国に設置された消防団に所属し, 火災又は地震等の災害による被害を軽減するため地域の防災に努めている。高知市消防団は現在, 団本部と 33 分団で構成されており, 秋の火災予防運動期間中の防災訪問は, 高知市消防団本部の女性消防団員が防災訪問を実施している。

生活支援コーディネーター:

生活支援体制の整備を推進していくため, 地域資源の把握や不足する資源の開発, 生活支援サービス等の提供主体間のネットワーク構築, 新たな担い手の養成, 地域生活支援ニーズと取組のマッチング等を行う人。

生活支援体制整備事業:

NPO法人, 民間企業, 協同組合, ボランティア, 社会福祉法人, 社会福祉協議会, 老人クラブ, シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら, 多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行うことを目的とした事業。

生産年齢人口 : 年齢別人口のうち労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口層。

成年後見制度 : 認知症, 知的障害, 精神障害などの理由で判断能力の不十分な方について, 本人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度。

【た行】

第1層協議体:

市町村が主体となって, 生活支援等サービスの多様な提供主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場で, 生活支援に関する取組の方向性や課題の把握, 解決策の検討等を行う協議体。

第2層協議体: 地域包括支援センターの担当地域内を対象に行う協議体。

第2層生活支援コーディネーター:

地域包括支援センターの担当地域内で活動する生活支援コーディネーター。

第5期介護給付適正化計画:

都道府県が、市町村と一体となった介護給付の適正化のために、国の指針に基づき平成19年度に「介護給付適正化計画」を策定。平成19～22年度を第1期、平成23～26年度を第2期、平成27～29年度が第3期、平成30～令和2年度が第4期、令和3～5年度が第5期となる。

団塊世代 : 第一次ベビーブーム(1947～1949年)の時期に生まれた世代。

団塊ジュニア世代:

第二次ベビーブーム(1971～1974年)の時期に生まれた世代。

地域ケア会議: 個別事例の課題解決を通じて自立支援に資するケアマネジメント力の向上や支援ネットワークの構築、地域課題の把握や検討を多職種で行う会議。

地域福祉コーディネーター:

地域社会の生活問題について、地域住民の主体性を高めつつ、住民自らそれらの問題を明確化し、解決していくことを側面的に支援する役割をもった専門職。高知市社会福祉協議会に配置されている。

地域包括ケア「見える化」システム:

厚生労働省が構築したシステム。地域間比較等による分析から、自治体の課題抽出がより可能となる。同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策が検討しやすくなる。

地域密着型サービス:

住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにすることを目指して導入されたサービス。このサービスを利用できるのは、原則、高知市民に限られる。

通所型サービスA: 主に雇用されている労働者により又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス。

通所型サービスB: 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援

通所型サービスC: 保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス

津波避難ビル: 津波浸水予測区域内の市民が、南海地震等によって発生する津波の衝撃や、浸水した水から身体を守るため、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人工構造物。

低栄養 : 健康的に生きるために必要な量の栄養が摂れていない状態。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：

ヘルパーや看護師による定期的な訪問と、利用者からの通報に対する電話対応や随時の訪問を行うサービス。

適正化事業：「介護給付等適正化事業」と同義。

デマンド型乗合タクシー：

予約(デマンド)して利用ができる公共交通。路線バスと同様に決まったルート・ダイヤで乗り合い運行している。

特定施設入居者生活介護：

有料老人ホーム等の「特定施設」であって、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた住居に入居している者に、食事・排せつ等の介護や機能訓練などを行う。

特定目的住宅：高知市営住宅条例第9条第2項に規定する特定の目的のために整備する市営住宅。高齢者世帯向住宅、高齢者世話付住宅等がある。

特別養護老人ホーム：

介護老人福祉施設。可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴や排泄、食事の介護など、日常生活上の世話や機能訓練などを行う施設。

【な行】

日常生活圏域：高齢者人口や地域におけるさまざまな活動単位等を考慮し、地域を生活圏域によって区分したもの。高知市では第8期において、地域包括支援センターの14区域を日常生活圏域とし、第7期までの東・西・南・北の4つの圏域についてはブロックとして設定。

入・退院時の引継ぎルール：

医療と介護を必要とする介護保険を利用する高齢者等が、安心して在宅生活を継続していくために、入・退院をする際に、病院とケアマネジャーが「互い」に「确实」に「引継ぎ」と「情報共有」を行うことを目指し、病院担当者とケアマネジャーが協議をした上で策定した、本市におけるルール。

認知症カフェ：認知症の人やその家族、地域住民、医療や介護の専門職等、誰もが参加できる場。

認知症ケア・パス：認知症の人の状態に合わせて、どのような支援やサービスを受けられるのかを表したもの。

認知症サポーター：認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する人。

認知症初期集中支援チーム：

認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するチーム。チーム員は、一定の要件を満たす専門職2名以上、専門医1名の計3名以上

の専門職にて編成する。

認知症自立度： 認知症高齢者の日常生活自立度。認知症の人にかかる介護の度合い、大変さをレベルごとに分類したもの。「自立」「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」「M」に分類される。

「自立」：まったく認知症を有しない人。

「Ⅰ」：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態。

「Ⅱ」：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。

「Ⅲ」：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態。

認知症対応型共同生活介護：

認知症と診断された人が少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練などを受けるサービス。

認知症対応型通所介護：

認知症の症状がある者に対し、デイサービスセンターなどで、認知症状の進行緩和をめざしたサービスを行う。

認知症地域支援推進員：

認知症の人の状況に応じた支援体制を構築することができるよう、医療・介護及び地域の社会資源等の連携推進や本人や家族の相談業務等を担う人。

認定率： 認定者数を65歳以上人口で除したもの。

【は行】

8050問題： 80代の親と50代の単身無職の子が同居する世帯、もしくはそれに類する世帯に着目した社会問題。現時点で生活が逼迫しているわけではないが、親の年金等で生計を維持していることにより、親亡き後に子どもが困窮状態になる可能性が高くなると考える。

パブリックコメント： 高知市市民意見提出制度のこと。透明で開かれた市民に信頼される市政を目指して、意思決定前の情報の公表を行い、市民の多様な意見・提言等を広く聴くことによって、市民の立場に立った、より質の高い政策を立案、決定することにある。また、同時に市民の疑問や意見等に対する市の説明の機会を確保するとともに、市民の市政への参画を促進する一手法として実施するもの。

バリアフリー： 高齢者や障害のある人等の行動を妨げている障壁を取り除いた建築設計。また、高齢者や障害のある人等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

バリアフリー新法： 正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。それまでであったいわゆる「ハートビル法」(正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる

特定建築物の建築の促進に関する法律」と交通バリアフリー法(正式名称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」)を統合した法律。

避難行動要支援者： 要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である人。

BPSD : 認知症では、加齢による脳の病的な変化や病気などにより脳の細胞が壊れ、その脳の細胞が担っていた役割が失われることで起こる症状を「中核症状」という。一方、中核症状によって引き起こされる二次的な症状を「行動・心理症状」や「周辺症状」といい、BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia)という略語が使われている。

福祉住環境コーディネーター：

高齢者や障害者に対し、できるだけ自立いきいきと生活できる住環境を提案するアドバイザー。医療・福祉・建築について体系的に幅広い知識を身に付け、各種の専門家と連携をとりながらクライアントに適切な住宅改修プランを提示している。

福祉避難所 : 高齢者や障害者等、一般的な避難所では生活に支障がある人を対象に何らかの特別な配慮がされた施設。

平均自立期間： 生存期間について日常生活に介護を要しない期間を「自立期間」と呼び、集団における各人の自立期間の平均値を「平均自立期間」という。「65歳の平均自立期間」とは、65歳の人が必要介護2の状態になるまでの期間をいう。

防災訪問 : 各署所(消防署・出張所)が毎月1回、単身高齢者世帯及び身体障害者に対し防災訪問を実施しているが、11月には、更に秋の火災予防運動期間中(毎年11月9日～11月15日)の慣例行事として、高知市消防団本部の女性消防団員が防災訪問を実施している。

訪問型サービスA: 要支援者の居宅において、介護予防を目的として、主に雇用されている労働者(訪問介護員又は一定の研修受講者)が行う生活援助のサービス

訪問型サービスB: 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援

訪問型サービスC: 閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる者を対象に、保健・医療専門職がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予防サービス。

訪問型サービスD: 介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援

【や行】

要介護認定適正化事業：

要介護・要支援認定における訪問調査の保険者職員等による実施及び委託訪問調査に関する認定調査状況のチェック等の実施を行うことにより、適正に認定を行うようにする事業。

要配慮者： 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等特に配慮が必要な人



【ら行】

リハビリ専門職： リハビリテーションを専門的に行う職種（理学療法士や作業療法士，言語聴覚士）。

レスパイトケア： 家族等の介護を行う人が一時的に介護から離れ，休息を取れるようにするための支援。

5 高知市高齢者保健福祉計画 指標・目標一覧

＜高知市高齢者保健福祉計画 指標・目標一覧＞

高知市高齢者保健福祉計画		指標名	現状(第7期)		目標(第8期)	
			数値	時点	数値	時点
		●65歳の平均自立期間	男性 17.71年 女性 21.04年	平成30年	男性 17.97年 女性 21.47年	令和4年
		●高齢者の自覚的健康感が「とてもよい」「まあよい」の割合	74.80%	令和2年度	78%	令和5年度
第1節		指標名	現状(第7期)		目標(第8期)	
基本目標	施策の方向性	指標名	数値	時点	数値	時点
いきいきと暮らし続けられる ～高齢者の健康増進・社会参加による健康寿命の維持向上及び介護予防の推進～	1-1 健康づくりの推進	●いきいき百歳体操参加者数	7,417人/年	令和2年7月調査	9,000人/年	令和5年調査予定
		●いきいき百歳サポーター新規育成数	226人/3年間	令和2年度	360人/3年間	令和5年度末
	1-2 生活支援サービスの充実	●第2層協議体開催数	41回	令和2年9月末時点	252回	令和5年度末
		●介護予防等サービス従事者育成数	0人/3年間	令和2年9月末時点	120人/3年間	令和5年度末
		●こうち笑顔マイレージ(ボランティア活動)登録者数	318人	令和2年9月末時点	600人	令和5年度末
		●A類型(人員基準緩和)事業所数	1事業所	令和2年9月末時点	3事業所	令和5年度末
1-3 市民が主体となる地域活動の推進	●訪問型及び通所型サービスB事業所数	-	-	5事業所	令和5年度末	
	●訪問型サービスC事業所数	15事業所	令和2年9月末時点	17事業所	令和5年度末	
	●通所型サービスC事業所数	-	-	10事業所	令和5年度末	
		●地域でのボランティア参加割合(介護予防・日常生活圏域二一ス調査より)	9.7%	令和2年度	15%	令和5年度
第2節		指標名	現状(第7期)		目標(第8期)	
基本目標	施策の方向性	指標名	数値	時点	数値	時点
安心して暮らし続けられる ～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進～	2-1 ひとりになってもしっかりと暮らして暮らされ続ける支援	●保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、地域の活動につながった人数	-	-	70人	令和5年度
		●認知症サポーター養成講座受講者数	4,319人/3年間	令和2年9月末時点	7,500人/3年間	令和5年度末
	2-2 認知症になっても安心して暮らされ続ける支援	●認知症サポーター・タレントステップアップ研修受講者のうち、高知市社会福祉協議会へボランティア登録した総人数	36人/3年間	令和2年9月末時点	90人/3年間	令和5年度末
		●認知症初期集中支援チーム員対応者のうち、在宅継続者の割合	84.6%(各年度)	令和2年9月末時点	90%(各年度)	令和5年度末
	2-3 重度の要介護状態になっても安心して暮らされ続ける支援	●認知症カフェ開催か所数	24か所	令和2年9月末時点	29か所	令和5年度末
●入・退院時の引継ぎについて退院時の病院からケアマネジャーへの紙面引継ぎ		49%	令和元年度	80%	令和5年度	
●在宅療養等の啓発冊子の配布数		4,500部/2年間	令和2年9月末時点	30,000部/3年間	令和5年度	
2-4 安心して暮らし続けられるための権利を守る支援	●在宅療養等の出前講座	21回	令和2年9月末時点	36回/3年間	令和5年度	
2-5 災害時等でも安心して暮らし続けられる支援	●市民後見人養成講座の開催	-	-	1回以上/年	令和5年度	
高知市総合計画 第3次実施計画、高知市強靱化計画、高知市強靱化アクションプランに記載						

基本目標	施策の方向性	指標名	現状(第7期)		目標(第8期)	
			数値	時点	数値	時点
住み慣れた地域で暮らし続けられる ～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進(住環境・公共交通など)～	3-1 多様な暮らし方の支援	介護保険事業計画に記載 高知市交通バリアフリー基本構想、高知市交通バリアフリー道路特定事業計画及び高知市地域公共交通網形成計画に記載	第5節に記載			
	3-2 暮らしの中で受けられる介護サービスの充実					
	3-3 公共空間や交通のバリアフリー化					

基本目標	施策の方向性	指標名	現状(第7期)		目標(第8期)	
			数値	時点	数値	時点
介護や看護に従事する人たちが誇りを持って働き続けられる ～介護事業所・従事者の質の向上、労働環境の整備促進～	4-1 事業所の質の向上	●ケアマネジメント力向上のための研修体系作成 ●自立を目指すケア研修 参加事業所のうち、1日の水分摂取量1,500cc以上の事業所の割合 ●「相談の場」実施回数 ●「相談の場」参加者数	-	-	作成	令和5年度末
	4-2 事業所の職場環境の改善支援		64%	令和2年度	70%(各年度)	
			3回	令和元年度	4回以上(各年度)	
			60名程度	令和元年度	100名以上(各年度)	

基本目標	施策の方向性	指標名	現状(第7期)		目標(第8期)	
			数値	時点	数値	時点
多様なサービスを効果的に受けられる ～保険者によるマネジメント機能の強化・推進～	5-1 多様な主体との考え方や方向性の共有	●「見える化」システムを活用した情報共有・地域分析の促進 ●「見える化」システムを活用した情報共有・地域分析の促進 ●要介護認定の適正化 ●ケアプラン点検の実施 ●住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与の調査 ●福祉点検・医療情報との実合 ●介護給付費通知の送付 ●介護給付等に要する費用にかかる適正化事業の実施	313回	令和2年9月末時点	270回/3年間	令和5年度
	5-2 地域包括支援センターの機能強化		85回/3年間	令和2年9月末時点	252回/3年間	令和5年度
			1回以上(各年度) ※高知県に報告予定	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			100%(各年度)	100%(各年度)	100%(各年度)	
			1回(各年度)	1回(各年度)	1回(各年度)	
			100%(各年度)	100%(各年度)	100%(各年度)	
			-	-	80%(各年度)	
			施工前・後ともに100%(各年度)	施工前・後ともに100%(各年度)	施工前・後ともに100%(各年度)	
			購入後・貸与前(各年度)	購入後・貸与前(各年度)	購入後・貸与前100%(各年度)	
			100%(各年度)	100%(各年度)	100%(各年度)	
			100%(各年度)	100%(各年度)	100%(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	
			1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	1回以上(各年度)	
			2回(各年度)	2回(各年度)	2回(各年度)	
			84%(各年度)	84%(各年度)	100%(各年度)	
			期中に1回	期中に1回	1回以上(各年度)	

編集・発行

高知市健康福祉部

健康福祉総務課 088-823-9440 〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

(令和3年4月以降は、地域共生社会推進課 088-821-6513)

介護保険課 088-823-9927 //

高齢者支援課 088-823-9441 //

保険医療課 088-823-9358 //

健康増進課 088-803-8005 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番45号